(証券コード9193)
平成27年６月11日

株　主　各　位

横浜市中区山下町２番地
東京汽船株式会社
取締役社長　齊藤宏之

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　時**　　**平成27年６月26日（金曜日）午前10時**
2. **場　所**　　**東京都中央区日本橋茅場町３丁目２番10号**
   鉄鋼会館　　８階
   （末尾の会場案内図をご参照ください）
3. **目的事項**

報告事項

1. 第77期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容の報告の件
2. 第77期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
第６号議案　役員賞与の支給の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tokyokisen.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

1.　株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

株主の皆様には、平素格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに当社第77期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）の事業の経過およびその成果をご報告申し上げます。

当事業年度における日本経済は、消費増税による駆け込み需要の反動減や物価上昇による実質所得低下で個人消費は盛り上がりを欠く展開となりましたが、企業業績は、原油価格が急速に下落したことや秋口以降円安が進み、大企業を中心に緩やかな回復基調となりました。

しかしながら、曳船業界を取り巻く状況につきましては、製造業の現地生産化の進展による輸出低迷や、コンテナ船各社の輸送効率化による運航船舶の削減が進み、東京湾への入出港船舶数は引続き減少しております。

このような経済環境のなかで、当社は総力をあげて積極的な営業活動を推進し収益の確保に努めた結果、当期の売上高は8,230百万円（前期比0.2%増）となりました。

これを部門別にみますと、当社の主たる事業である曳船事業は、横浜川崎地区における作業対象船舶は、自動車専用船が増加したもののコンテナ船の入出港数が減少し減収となりました。

横須賀地区のエスコート作業対象船舶のうちＬＮＧ船は、東京湾への入湾数が高水準を維持しましたが、コンテナ船の入出港数の減少に加え、湾口水先艇作業や警戒作業の減少も重なり大幅な減収となりました。

一方、千葉地区では円安が進んだことで石油製品の輸出が好調でプロダクトタンカーが増加し、作業対象船舶の大型化による１作業当たりの作業時間の増加と相俟って増収となりました。

この結果、曳船事業部門の売上高は7,906百万円（前期比1.4%減）となりました。

また、その他事業部門では前期の途中から運航を開始した福島洋上風力発電実証研究事業向けの交通船の売上高が当期は年間を通じて寄与し、水先人送迎収入も増加したことで、売上高は全体で8,230百万円（前期比0.2%増）となりました。

次に利益面では、営業費用のうち減価償却費は前期に増加した設備投資の影響で償却負担増となりましたが、人件費の減少や原油価格が大幅に低下したことにより燃料費が減少し、営業利益は703百万円（前期比16.9%増）、経常利益は917百万円（前期比10.0%増）となりました。

当期純利益は、特別利益で船舶の設備更新に伴う固定資産売却益や関係会社清算益が発生し、特別損失で関係会社支援損失引当金繰入額を計上した結果662百万円（前期比10.9%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社が曳船事業を営む東京湾での曳船作業対象船舶数は、コンテナ船各社の寄港船舶数削減等の構造的要因から減少しています。一方、ＬＮＧ船を始めとして船舶の大型化が進んでおり、高馬力の曳船と曳船乗組員の高度な技能が要求されています。

当社の収益性を左右する燃料油価格は足下では低下しているものの、円安進展のリスクと相俟って予断を許さない状況にあります。

このような状況に対処すべく、数年来の懸案であります全日本海員組合との運航定員削減交渉を前進させ、運航コスト低減化を実現することが最重要の課題であります。また、安全な曳船サービスを安定的に提供するために、乗組員の若返りへ対処し高技能を維持すべく、教育訓練充実による技能の継承・向上に引き続き取り組みたいと考えます。

当社は環境負荷低減の試みとして、平成25年９月末に電気推進併用型ハイブリッド曳船「銀河」を就航させましたが、将来の環境規制強化へ対処するとともに、より作業効率の高い曳船を導入するために継続的な研究開発による曳船のイノベーションに取り組んで行く所存であります。

さらに、既存事業のノウハウを活かして国内外での新規事業の開拓にも引き続き注力したいと考えます。特に、洋上風力発電向け交通船事業については、今後とも研究を重ね、発展させたいと考えております。

当社は曳船事業において東京湾全域に亘って、船舶の安全航行をサポートし、海難事故へ即応することにより海上交通効率化ならびに海洋環境保全への貢献といった公共的役割を果たして行く所存であります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況および資金調達の状況

当期中の設備投資額は、886百万円であります。その主なものは、曳船１隻の建造と建造中の曳船１隻であり、所要資金は自己資金によって充当しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区　　分	平成23年度 第74期	平成24年度 第75期	平成25年度 第76期	平成26年度 第77期 （当　期）
売　上　高	8,090百万円	8,333百万円	8,211百万円	8,230百万円
営　業　利　益	528百万円	719百万円	601百万円	703百万円
経　常　利　益	788百万円	923百万円	833百万円	917百万円
当　期　純　利　益	487百万円	451百万円	597百万円	662百万円
１株当たりの当期純利益	49円01銭	45円38銭	60円02銭	66円59銭
総　資　産	16,684百万円	17,593百万円	17,851百万円	18,533百万円
純　資　産	14,044百万円	14,502百万円	14,958百万円	15,570百万円
１株当たりの純資産額	1,410円64銭	1,456円83銭	1,502円79銭	1,564円51銭

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
東京湾フェリー株式会社	百万円 200	% 80.0	千葉県金谷／神奈川県久里浜間の一般旅客および自動車航送の定期航路事業
東港サービス株式会社	百万円 25	% 46.2	東京港での曳船事業
株式会社ポートサービス	百万円 16	% 48.8	横浜港での観光船、交通船事業

（注） 上記の重要な子会社３社を含む５社が連結子会社であり、持分法適用会社は８社であります。当期の連結売上高は、12,631百万円、連結当期純利益は856百万円であります。

(6) 主要な事業内容

当社の主たる事業は、大型船舶の海上での安全確保を任務とする曳船事業で、横浜港、川崎港、千葉港、横須賀港における船舶の安全な離接岸の補助業務（ハーバータグ業務）、浦賀水道・中の瀬航路における進路警戒業務（エスコートタグ業務）、防災業務、東京湾口での水先艇の運航業務等を行っております。

(7) 主要な営業所

本　　社	神奈川県横浜市中区
千葉支店	千葉県千葉市
横須賀支店	神奈川県横須賀市

(8) 従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
229名	３名増	38.01才	14.40年

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	200 百万円
株式会社横浜銀行	200 百万円
株式会社りそな銀行	180 百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数** 40,040,000株

(2) **発行済株式の総数** 9,952,096株

（自己株式57,904株を除く。）

(3) **当事業年度末の株主数** 739名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
齊藤昌哉	1,358,845 株	13.65 %
株式会社商船三井	1,101,900	11.07
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープライスド ストック ファンド	954,000	9.59
共栄火災海上保険株式会社	500,000	5.02
京浜急行電鉄株式会社	500,000	5.02
株式会社みずほ銀行	495,000	4.97
株式会社横浜銀行	307,000	3.08
齊藤宏之	302,000	3.03
日本生命保険相互会社	300,000	3.01
東海汽船株式会社	276,000	2.77

（注）持株比率は、自己株式（57,904株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	齊藤　昌哉	
代表取締役社長	齊藤　宏之	
常務取締役	伊藤　英津生	総務部長・経理部管掌
常務取締役	川名　勝	千葉支店長
常務取締役	小山　武志	横須賀地区担当
取締役	石原　久	関連事業担当
取締役	安達　直	海務部長
取締役	山﨑　淳一	営業部長
取締役	佐藤　晃司	経理部長
取締役	山﨑　潤一	東海汽船㈱代表取締役社長
常勤監査役	柿坪　精二	
監査役	池田　直樹	弁護士
監査役	岩本　光男	

注１．取締役山﨑潤一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

注２．監査役柿坪精二氏、池田直樹氏および岩本光男氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

注３．社外取締役山﨑潤一氏については、東京証券取引所規則の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

注４．監査役柿坪精二氏ならびに岩本光男氏は金融機関在籍時に培われた財務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役		監査役		合計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
報酬等	10人	223,650千円	3人	21,200千円	13人	244,850千円
(内社外役員)	(1人)	(2,500)千円	(3人)	(21,200)千円	(4人)	(23,700)千円

注１．上記には役員賞与として35,000千円の引当金額が含まれております。
注２．上記の支給のほか次の通りのものがあります。
使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与総額58,666千円。
注３．平成３年６月27日開催第53期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く）、昭和57年６月30日開催第44期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を36,000千円以内と決議されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役　山﨑潤一

ア．当社と兼職先との関係

東海汽船株式会社の代表取締役社長であり、同社は当社発行済株式（除、自己株式）の2.77%を保有しております。

イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会に４回（全回）出席し、主に旅客船業界の経営者としての専門的見地から、議案審議等につき必要な発言を行っております。

② 監査役　柿坪精二

ア．当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ⅰ）取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に４回（全回）出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

（ⅱ）監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会に９回（全回）出席し、金融機関在籍時に培った財務に関する相当程度の知見およびその後の総務担当取締役としての経験に基づき、監査業務全般にわたり意見を表明しております。

③ 監査役　池田直樹

ア．当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ⅰ）取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会に４回（全回）出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

（ⅱ）監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査役会に９回（全回）出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

④　監査役　岩本光男

ア．当社と兼職先との関係

該当事項はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ⅰ）取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度の取締役会に４回（全回）出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。

（ⅱ）監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度の監査役会に９回（全回）出席し、金融機関在籍時に培った財務の専門的知識およびその後の経営者ならびに常勤監査役としての経験に基づき発言を行っております。

5.　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	25,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬については、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額とを明確に区分していないため、合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正性を確保するための体制

当社は、平成18年５月22日の取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、以下の内容で内部統制システムを運用しております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「企業行動憲章」を制定し、取締役社長は全役職員による法令の遵守を徹底しています。
・総務担当取締役がコンプライアンス担当の役員として、コンプライアンスに係る組織横断的な社内調査を適宜実行して監査役、外部専門家とも連携をはかりつつ、法令への適合性のチェックを行っています。
・総務担当取締役は内部監査責任者として、取締役会、取締役社長および経営会議へコンプライアンス状況の報告を適宜行っています。
・内部通報窓口制度を設け、使用人が法令違反行為を直接通報することが可能となっています。
・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たず、不当な要求に対しては拒絶する施策をとっています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・各部門担当役員は業務執行に係る情報を適切に文書化しています。
・総務担当取締役は文書化の履行状況を総括し、取締役会、取締役社長及び経営会議による意思決定に係る文書を保存、管理しています。
・取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・経営会議は、リスク管理に関する基本方針・体制の整備、各種潜在リスクの特定と担当の取締役の明確化、リスク状況把握と対応策の決定、リスク対応状況の監視、社内での教育と啓蒙の実施方針等を定めています。
・各種リスク担当取締役による個別リスクの管理に加え、リスク管理統括の担当取締役は組織横断的なリスク管理統括をします。
・各取締役は重要なリスク関連情報を迅速に取締役社長、経営会議、リスク管理統括役員に報告し、全社的なリスク対応方針を決定する体制となっています。
・リスクが顕在化した場合は迅速な対処を行い会社への損害の最小化の体制を整えています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会規則及び組織、業務分掌、職務権限についての諸規程により取締役会、取締役社長又は経営会議、各部門担当取締役の各レベルにおける意思決定の責任と権限が明確化されています。
・各部門担当取締役は、部門情報の正確かつ迅速な報告を取締役社長又は経営会議に対して行ないます。
・各部門担当取締役は、各レベルにおいて決定された事項について組織横断的かつ効率的に業務執行します。
・各部門担当取締役は報告基準に基づき取締役会、取締役社長又は経営会議へ担当業務執行状況の報告を行います。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

・各子会社につきそれらを管理する担当取締役を明確化しています。
・各子会社管理担当の取締役は、当該子会社の経営上の重要事項につき、取締役会、取締役社長又は経営会議に報告し、取締役社長又は経営会議は適宜、対処のための意思決定を行う体制となっています。
・子会社におけるコンプライアンス、リスク管理体制の適正な運営を確保するために総務担当取締役が統括を行います。
・子会社における各種リスクに対しては、当該子会社管理担当取締役による管理に加え、リスクの内容に応じて当社の当該リスク担当取締役が、当該子会社の担当者と連携を密にし、迅速な情報収集、指導、対処を図ります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

・監査役の職務を補助する組織を総務部としています。
・監査役は必要に応じ適宜、補助者を指名し、補助者は情報の収集、報告等の補助業務を監査役に対して行っています。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役の補助をした者の人事異動、評価、懲戒処分に関しては、監査役は適宜、意見を表明しこれは尊重されます。
・監査役の補助をしたものの補助の内容について人事異動、評価、懲戒処分において判断の対象とはしません。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は監査役への報告に関する規程に基づき以下の事項を含む重要事項を監査役又は監査役会に報告します。

－会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
－取締役の職務執行に関して法令定款に違反する重大な事実
－リスク管理に関する重要事実
－当社及びグループ会社に関する事項で監査役が報告をもとめたもの

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・常勤監査役は取締役会および経営会議、その他の重要な会議に出席し、重要書類の閲覧を行い取締役の職務執行を監査します。
・監査役は子会社監査役との意見交換、会計監査人との連携を行います。
・内部監査制度により、総務担当取締役が内部監査責任者として監査役との連携を保ち監査効率の向上を図り、内部監査報告書を監査役に提出します。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,709,156**	**流動負債**	**1,497,264**
現金及び預金	6,458,335	海運業未払金	450,129
受取手形	24,236	短期借入金	580,000
海運業未収金	1,850,896	未払金	7,600
立替金	16,602	未払法人税等	209,518
貯蔵品	55,932	未払費用	15,269
前払費用	19,827	預り金	64,140
繰延税金資産	69,969	役員賞与引当金	35,000
その他流動資産	213,743	賞与引当金	135,606
貸倒引当金	△ 387	**固定負債**	**1,465,660**
固定資産	**9,823,965**	退職給付引当金	526,912
有形固定資産	**5,303,014**	役員退職慰労引当金	421,820
船舶	4,335,423	特別修繕引当金	282,322
建物	204,214	関係会社支援損失引当金	183,456
構築物	14,397	繰延税金負債	51,149
車両及び運搬具	6,208	**負債合計**	**2,962,925**
器具及び備品	18,620	**純資産の部**	
土地	368,800	**株主資本**	**15,302,253**
建設仮勘定	355,350	**資本金**	**500,500**
無形固定資産	**46,318**	**資本剰余金**	**75,357**
ソフトウェア	43,413	資本準備金	75,357
電話加入権	2,905	**利益剰余金**	**14,768,054**
投資その他の資産	**4,474,632**	利益準備金	125,125
投資有価証券	1,593,287	その他利益剰余金	14,642,929
関係会社株式	1,050,522	退職積立金	310,000
関係会社長期貸付金	28,750	配当引当積立金	100,000
長期性預金	1,500,000	貸倒準備金	120,000
前払年金費用	49,377	圧縮記帳積立金	323,317
その他長期資産	303,762	別途積立金	12,260,000
貸倒引当金	△ 51,067	繰越利益剰余金	1,529,611
		自己株式	**△ 41,657**
		評価・換算差額等	**267,942**
		その他有価証券評価差額金	**267,942**
資産合計	**18,533,121**	**純資産合計**	**15,570,196**
		負債及び純資産合計	**18,533,121**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
海　運　業　収　益		8,230,299
海　運　業　費　用		6,433,607
海　運　業　利　益		1,796,692
一　般　管　理　費		1,093,636
営　業　利　益		703,056
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	8,828	
受　取　配　当　金	160,069	
その他営業外収益	54,811	223,709
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	8,566	
その他営業外費用	1,193	9,760
経　常　利　益		917,005
特　別　利　益		
固定資産売却益	123,588	
関係会社清算益	54,236	177,824
特　別　損　失		
関係会社支援損失引当金繰入額	30,488	30,488
税引前当期純利益		1,064,341
法人税、住民税及び事業税	370,341	
法人税等調整額	31,255	401,597
当　期　純　利　益		662,743

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金
平成26年４月１日残高	500,500	75,357	125,125	14,146,043
会計方針の変更による累積的影響額				33,220
会計方針の変更を反映した平成26年4月１日残高	500,500	75,357	125,125	14,179,264
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△199,078
圧縮記帳積立金積立				
圧縮記帳積立金取崩				
別途積立金積立				
当期純利益				662,743
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	―	―	―	463,665
平成27年３月31日残高	500,500	75,357	125,125	14,642,929

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成26年４月１日残高	△40,606	14,806,419	152,301	14,958,720
会計方針の変更による累積的影響額		33,220		33,220
会計方針の変更を反映した平成26年4月１日残高	△40,606	14,839,640	152,301	14,991,941
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△199,078		△199,078
圧縮記帳積立金積立		―		―
圧縮記帳積立金取崩		―		―
別途積立金積立		―		―
当期純利益		662,743		662,743
自己株式の取得	△1,051	△1,051		△1,051
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		―	115,641	115,641
事業年度中の変動額合計	△1,051	462,613	115,641	578,254
平成27年３月31日残高	△41,657	15,302,253	267,942	15,570,196

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	退職積立金	配当引当積立金	貸倒準備金	圧縮記帳積立金
平成26年４月１日残高	310,000	100,000	120,000	299,240
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した平成26年4月１日残高	310,000	100,000	120,000	299,240
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
圧縮記帳積立金積立				72,511
圧縮記帳積立金取崩				△48,434
別途積立金積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	―	―	―	24,076
平成27年３月31日残高	310,000	100,000	120,000	323,317

	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
平成26年４月１日残高	11,960,000	1,356,802	14,146,043
会計方針の変更による累積的影響額		33,220	33,220
会計方針の変更を反映した平成26年4月１日残高	11,960,000	1,390,023	14,179,264
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△199,078	△199,078
圧縮記帳積立金積立		△72,511	―
圧縮記帳積立金取崩		48,434	―
別途積立金積立	300,000	△300,000	―
当期純利益		662,743	662,743
自己株式の取得			―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			―
事業年度中の変動額合計	300,000	139,588	463,665
平成27年３月31日残高	12,260,000	1,529,611	14,642,929

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
   満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）
   子会社株式及び
   関連会社株式……移動平均法による原価法
   その他有価証券
   　時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
   （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   　時価のないもの……移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
   貯　　蔵　　品……先入先出法による原価法
   （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
3. 固定資産の減価償却の方法
   有形固定資産……定率法
   なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
   ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
   無形固定資産……定額法
   なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
   貸 倒 引 当 金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
   役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
   賞 与 引 当 金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき期間対応額を計上しております。
   退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
   退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
   また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、発生時から費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
   役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
   特別修繕引当金……船舶の定期検査費用に充てるため、費用発生見積額の期間対応額を計上しております。
   関係会社支援損失引当金……債務超過関係会社の支援に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

③ その他

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が29,691千円増加、退職給付引当金が21,653千円減少し、繰越利益剰余金が33,220千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1.	有形固定資産の減価償却累計額	9,189,403千円
2.	関係会社に対する金銭債権	
	短期金銭債権	493,753千円
3.	関係会社に対する金銭債務	
	短期金銭債務	71,026千円
4.	保証債務	
	他の会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。	
	㈱ポートサービス	350,000千円
	双葉船舶㈱	52,500 〃
	新昌船舶㈱	31,001 〃
	計	433,501千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

海運業収益	1,794,142千円
海運業費用	1,220,949千円
一般管理費	1,852千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	155,801千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	56,064	1,840	―	57,904	

(注) 普通株式の自己株式の増加1,840株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

①流動資産

未納事業税	16,825千円
賞与引当金	44,397 〃
賞与引当金に係る社会保険料	7,448 〃
その他	1,298 〃
計	69,969千円

②固定資産

退職給付引当金	168,589千円
役員退職慰労引当金	134,855 〃
特別修繕引当金	27,654 〃
関係会社支援損失引当金	58,651 〃
ゴルフ会員権評価損	1,894 〃
投資有価証券評価損	69,270 〃
その他	20,077 〃
計	480,993千円
繰延税金資産小計	550,962千円
評価性引当額	△282,112 〃
繰延税金資産合計	268,850千円

(繰延税金負債)

①固定負債

圧縮記帳積立金認定損	△152,792千円
その他有価証券評価差額金	△81,247 〃
その他	△15,989 〃
繰延税金負債合計	△250,029千円
差引：繰延税金資産の純額	18,820千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.30%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.74%、平成28年４月１日以降のものについては31.97%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱ポートサービス	直接 48.8%	役員の兼任	債務保証	350,000千円	―	―
子会社	浦賀マリーンサービス㈱	直接100.0%	役員の兼任	曳船サービス	1,493,934千円	海運業未収金	386,241千円

(注) 1 当社は㈱ポートサービスの銀行借入に対し債務保証を行っております。
なお、保証料は受け入れておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等
曳船料につきましては、一般の取引条件を勘案して決定しております。
なお、浦賀マリーンサービス㈱に対する海運業未収金については、運航委託契約に基づき、同社が当社に代って得意先より取り立て、当社に入金する予定のものであります。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産 1,564円51銭
2. １株当たり当期純利益 66円59銭

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

東京汽船株式会社
　取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山下和俊　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川口靖仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東京汽船株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,007,746**	**流動負債**	**3,188,444**
現金及び預金	8,178,361	支払手形及び買掛金	935,272
受取手形及び売掛金	2,262,961	短期借入金	1,505,001
たな卸資産	105,324	1年以内返済予定の長期借入金	72,832
繰延税金資産	92,572	未払法人税等	212,279
その他流動資産	371,490	未払消費税等	70,223
貸倒引当金	△ 2,963	役員賞与引当金	35,000
固定資産	**13,776,307**	賞与引当金	212,073
有形固定資産	**7,235,196**	その他流動負債	145,762
建物及び構築物	332,314	**固定負債**	**2,622,877**
船舶	5,066,924	長期借入金	457,991
機械装置及び運搬具	9,821	リース債務	667
器具及び備品	35,158	役員退職慰労引当金	421,820
土地	1,435,628	特別修繕引当金	388,491
建設仮勘定	355,350	関係会社支援損失引当金	19,659
無形固定資産	**59,176**	退職給付に係る負債	1,073,765
ソフトウェア	51,172	繰延税金負債	214,192
電話加入権	8,003	資産除去債務	2,978
投資その他の資産	**6,481,934**	負ののれん	43,011
投資有価証券	1,894,898	その他固定負債	300
関係会社株式	2,488,088	**負債合計**	**5,811,321**
長期性預金	1,500,000	**純資産の部**	
繰延税金資産	113,287	**株主資本**	**17,760,344**
退職給付に係る資産	66,082	**資本金**	**500,500**
その他長期資産	496,544	**資本剰余金**	**75,357**
貸倒引当金	△ 76,967	**利益剰余金**	**17,226,145**
		自己株式	**△ 41,657**
		その他の包括利益累計額	**474,197**
		その他有価証券評価差額金	**328,095**
		為替換算調整勘定	**120,003**
		退職給付に係る調整累計額	**26,098**
		少数株主持分	**738,189**
		純資産合計	**18,972,732**
資産合計	**24,784,054**	**負債純資産合計**	**24,784,054**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,631,740**
売上原価		**9,957,672**
売上総利益		**2,674,068**
販売費及び一般管理費		
販売費	297,074	
一般管理費	1,714,862	2,011,936
営業利益		**662,132**
営業外収益		
受取利息	9,301	
受取配当金	43,952	
負ののれん償却額	12,159	
持分法による投資利益	269,742	
その他営業外収益	74,372	409,527
営業外費用		
支払利息	29,310	
その他営業外費用	1,383	30,694
経常利益		**1,040,965**
特別利益		
固定資産売却益	211,087	
関係会社清算益	54,236	265,323
税金等調整前当期純利益		**1,306,289**
法人税、住民税及び事業税	378,825	
法人税等調整額	47,691	426,516
少数株主損益調整前当期純利益		**879,772**
少数株主利益		**23,374**
当期純利益		**856,398**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	500,500	75,357	16,535,605	△40,606	17,070,856
会計方針の変更による累積的影響額			33,220		33,220
会計方針の変更を反映した平成26年4月１日残高	500,500	75,357	16,568,825	△40,606	17,104,076
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△199,078		△199,078
当期純利益			856,398		856,398
自己株式の取得				△1,051	△1,051
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					―
連結会計年度中の変動額合計	―	―	657,319	△1,051	656,267
平成27年３月31日残高	500,500	75,357	17,226,145	△41,657	17,760,344

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	187,316	5,305	8,139	200,760	729,196	18,000,812
会計方針の変更による累積的影響額						33,220
会計方針の変更を反映した平成26年4月１日残高	187,316	5,305	8,139	200,760	729,196	18,034,033
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				―		△199,078
当期純利益				―		856,398
自己株式の取得				―		△1,051
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	140,779	114,697	17,959	273,436	8,993	282,430
連結会計年度中の変動額合計	140,779	114,697	17,959	273,436	8,993	938,698
平成27年３月31日残高	328,095	120,003	26,098	474,197	738,189	18,972,732

連　結　注　記　表

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　　５社

連結子会社：東港サービス㈱、㈱ポートサービス、東京湾フェリー㈱、フェリー興業㈱、東亜汽船㈱

② 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社：㈱横浜貿易ビル、浦賀マリーンサービス㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社の数　　２社

会社名：㈱横浜貿易ビル、浦賀マリーンサービス㈱

② 持分法適用の関連会社数　　６社

会社名：防災特殊曳船㈱、SOUTH CHINA TOWING CO.,LTD.、千代田海事㈱、㈱パシフィックマリンサービス、宮城マリンサービス㈱、東京シップサービス㈱

③ 持分法を適用していない非連結子会社（新昌船舶㈱他１社）及び関連会社（シビルポートサービス㈱他５社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

関係会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

たな卸資産……主として先入先出法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)…主として定率法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)…定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準
貸倒引当金……売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき期間対応額を計上しております。
役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
特別修繕引当金……船舶の定期検査費用に充てるため、費用発生見積額の期間対応額を計上しております。
関係会社支援損失引当金……債務超過関係会社の支援に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

4.　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
①　退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、発生時から費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

③　その他
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

（会計方針の変更に関する注記）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する単一年数の債券利回りを基礎として決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が36,937千円増加、退職給付に係る負債が14,408千円減少し、利益剰余金が33,220千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.30％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28年３月31日までのものは32.74％、平成28年４月１日以降のものについては31.97％にそれぞれ変更されております。

この税率変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額　17,939,968千円
2. 国庫補助金の受入による有形固定資産（船舶）の圧縮記帳額　81,158千円
3. 保証債務

連結子会社以外の会社の銀行借入に対し、債務保証を行っております。

新昌船舶㈱	52,500千円
双葉船舶㈱	31,001 〃
計	83,501千円

4. 担保提供資産

担保に供している資産

船舶	525,115千円
建物	21,672 〃
土地	1,060,322 〃
計	1,607,110千円

上記に対応する債務

短期借入金	375,001千円
１年以内返済予定の長期借入金	72,832 〃
長期借入金	457,991 〃
計	905,824千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	10,010,000	—	—	10,010,000

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	199,078千円	20.00円	平成26年３月31日	平成26年６月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	218,946千円	22.00円	平成27年３月31日	平成27年６月29日

（金融商品に関する事項）

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金については比較的期間の短い預金や既発国債等の安全性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引等のリスクの高い取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的及び純投資目的の債券、事業推進目的等の株式であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク並びに金利、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に運転資金であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。満期保有目的の債券は、国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

(2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、保有状況を継続的に見直しております。

(3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、複数の金融機関からの借り入れ、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては市場要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時　　価（※1）	差　　額
(1) 現金及び預金	8,178,361	8,178,361	―
(2) 受取手形及び売掛金	2,262,961	2,262,961	―
(3) 投資有価証券	1,437,433	1,437,433	―
(4) 長期性預金	1,500,000	1,500,000	―
(5) 支払手形及び買掛金	(935,272)	(935,272)	―
(6) 短期借入金	(1,505,001)	(1,505,001)	―
(7) 長期借入金（※2）	(530,823)	(530,823)	―

（※1）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（※2）１年以内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金の時価については、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものであり短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）　非上場株式（連結貸借対照表計上額457,464千円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額2,488,088千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　1,832円23銭
2. １株当たり当期純利益　86円04銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

東京汽船株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山下和俊　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川口靖仁　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東京汽船株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月20日

東京汽船株式会社　　監 査 役 会

常勤監査役　柿　坪　精　二　㊞

監　査　役　池　田　直　樹　㊞

監　査　役　岩　本　光　男　㊞

（注）　監査役３名は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績に応じかつ継続可能な配当を実施していくことを基本方針としております。この方針に沿いまして次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金22円、総額218,946,112円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

2.　剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　300,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 公告閲覧の利便性の向上および費用削減を図るため、定款第５条に定める当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

(2) 取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第１項の規定に基づき、取締役の責任を取締役会の決議により免除することができる旨の規定、ならびに会社法第427条第１項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を、定款第31条（取締役の責任免除）として新設するものであります。なお、第31条の新設については、各監査役の同意を得ております。

(3) 監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第１項の規定に基づき、監査役の責任を取締役会の決議により免除することができる旨の規定、ならびに会社法第427条第１項の規定に基づき、監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定を、第42条（監査役の責任免除）として新設するものであります。

(4) 前記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条 〳〵（条文の記載省略） 第４条	第１条 〳〵（現行定款のとおり） 第４条
（公告方法） 第５条　当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第６条 〳〵（条文の記載省略） 第30条	第６条 〳〵（現行定款のとおり） 第30条

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第31条 〳〵（条文の記載省略） 第40条	第32条 〳〵（現行定款のとおり） 第41条
（新設）	（監査役の責任免除） 第42条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第41条 〳〵（条文の記載省略） 第45条	第43条 〳〵（現行定款のとおり） 第47条

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役全員10名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

［取締役候補者］

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	齊藤昌哉（さいとう まさや） (昭和７年８月21日生)	昭和46年７月　当社代表取締役副社長 昭和49年５月　株式会社ポートサービス代表取締役社長（現在） 昭和59年６月　当社代表取締役社長 平成元年６月　東京湾フェリー株式会社代表取締役社長（現在） 平成21年６月　当社代表取締役会長（現在）	1,358,845株
2	齊藤宏之（さいとう ひろゆき） (昭和35年10月６日生)	平成７年６月　当社取締役 平成９年６月　当社取締役事業企画部長 平成13年６月　当社専務取締役総務部・事業企画部管掌 平成15年６月　当社代表取締役専務取締役総務部・事業企画部管掌 平成21年６月　当社代表取締役社長（現在）	302,000株
3	川名勝（かわな まさる） (昭和26年９月４日生)	平成15年11月　当社営業部次長 平成18年９月　東亜汽船株式会社代表取締役社長 平成21年６月　当社取締役千葉支店長 平成25年６月　当社常務取締役千葉支店長（現在）	3,000株
4	小山武志（こやま たけし） (昭和26年５月24日生)	平成15年11月　当社営業部次長 平成21年５月　浦賀マリーンサービス株式会社代表取締役社長（現在） 平成21年６月　当社取締役横須賀地区担当 平成25年６月　当社常務取締役横須賀地区担当（現在）	3,000株
5	石原久（いしはら ひさし） (昭和24年４月１日生)	平成14年11月　当社海務部次長 平成18年８月　当社海務部部長 平成19年６月　当社取締役 平成19年７月　当社取締役関連事業担当（現在）	2,000株
6	安達直（あだち すなお） (昭和28年２月22日生)	平成19年６月　商船三井タンカー管理株式会社取締役 平成21年６月　同社常務取締役 平成22年７月　当社海務部部長 平成23年６月　当社取締役海務部長（現在）	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	やまざき じゅんいち 山崎 淳一 (昭和32年２月21日生)	平成24年４月　当社営業部次長 平成25年６月　当社取締役営業部長（現在）	3,000株
8	さとう こうじ 佐藤 晃司 (昭和32年６月21日生)	平成24年４月　当社経理部次長 平成25年６月　当社取締役経理部長（現在）	1,000株
9	やまざき じゅんいち 山崎 潤一 (昭和22年４月12日生)	平成12年10月　東海汽船株式会社旅客部長 平成16年３月　同社取締役総務部長 平成19年６月　当社監査役 平成21年３月　東海汽船株式会社代表取締役社長（現在） 平成25年６月　当社取締役（現在） （重要な兼職の状況） 東海汽船株式会社代表取締役社長	なし

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち山崎潤一氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は山崎潤一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 山崎潤一氏につきましては、旅客船会社の経営者としての見識を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 山崎潤一氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって２年となります。なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役柿坪精二氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

〔監査役候補者〕

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
柿坪精二 （昭和29年５月10日生）	平成15年７月　株式会社みずほフィナンシャルグループよりみずほ総合研究所株式会社へ出向 年金コンサルティング部副部長 平成16年６月　同上上席執行役員年金コンサルティング部長 平成21年３月　東京ベイヒルトン株式会社取締役総務部長 平成22年３月　同社専務取締役 平成25年６月　当社常勤監査役（現在）	なし

（注）1. 柿坪精二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柿坪精二氏は社外監査役候補者であります。
3. 柿坪精二氏は、金融機関在籍時に培われた財務の専門知識およびその後の総務担当取締役としての経験を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 柿坪精二氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって２年となります。なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任される取締役伊藤英津生氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
伊　藤　英津生（いとう　えつお）	平成17年６月　当社取締役 平成23年６月　当社常務取締役（現在）

第６号議案　役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役９名（社外取締役を除く）に対し、過去の支給実績および当期の業績等を勘案して、役員賞与40,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

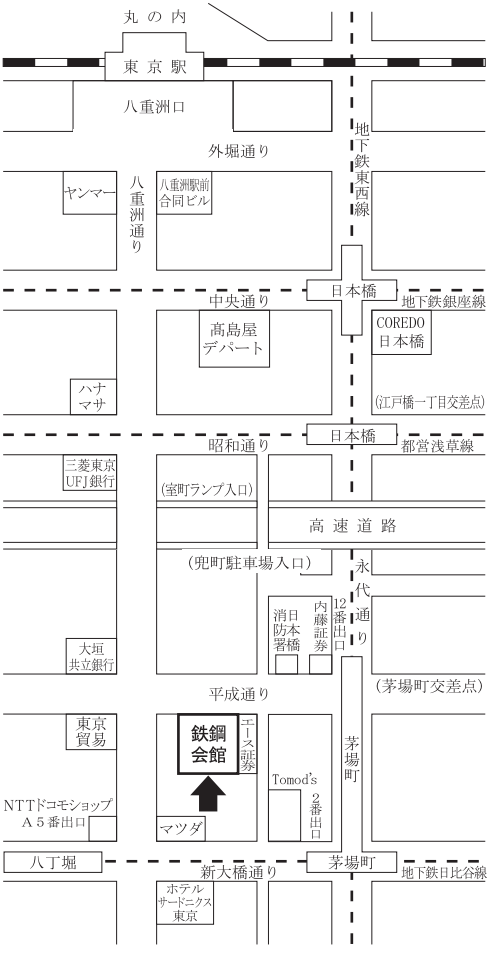

・東西線「茅場町駅」下車、12番出口（日本橋消防署方面）徒歩約５分
・日比谷線「茅場町駅」下車、2番出口（八丁堀方面）徒歩約５分
・日比谷線「八丁堀駅」下車、A5番出口（八丁堀交差点方面）徒歩約５分
・JR「東京駅」下車、八重洲口徒歩約15分

鉄鋼会館所在地

東京都中央区日本橋茅場町３丁目２番10号

電 話　０１２０－４０４８５５

VEGETABLE OIL INK